

第
16回

シリーズ事業承継



税理士 吉川 弥生

自社株を譲渡したときの課税は？

自社株を譲渡したときの課税は、4つの類型ごとに異なります。

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| ① 個人からの譲渡 | 経営者から後継者への譲渡 |
| ② 法人からの譲渡 | 経営者の資産保全会社からの譲渡 |
| ③ 個人の発行会社への譲渡 | 経営者から発行会社への譲渡
相続株式を発行会社へ譲渡 |
| ④ 法人の発行会社へ譲渡 | 法人株主から発行会社へ譲渡 |

経営者から後継者に譲渡したときの課税は？

経営者が自社株を譲渡した場合には、申告分離課税となります。次の算式により計算します。

① 譲渡所得の金額の計算

株式等の譲渡所得の金額＝総収入金額－必要経費（取得費＋委託手数料等）

相続により取得した自社株の取得費は、被相続人の取得費をそのまま引き継ぎます。

取得費が不明の場合には、総収入金額の5%を取得費とすることができます。これを概算取得費といえます。

実際の取得費がわかっていたとしても、概算取得費を使うことができます。実際の取得費が総収入金額の5%を下回るのであれば、概算取得費を使ったほうが有利です。

② 適用税率

適用される税率は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%）です。

経営者の資産保全会社から後継者に譲渡したときの課税は？

経営者が自己の資産管理のため、あるいは、相続対策のために資産保全会社を有している場合、その資産保全会社が自社株を譲渡したときは、他の種類の所得と区別することなく税金を計算します。

自社株の譲渡損益は、原則として、次の算式により計算します。

有価証券の譲渡損益＝譲渡収入－譲渡原価（取得原価＋付随費用）

譲渡原価に概算取得費を利用することはできません。

他の損益と合わせて会社全体の課税所得が損失となった場合には、青色申告であれば、繰越欠損金として翌年以降9年間にわたり繰り越すことができます。